

奈良市音声館に係る奈良市指定管理者選定委員会審査要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市指定管理者選定委員会規則（平成27年奈良市規則第19号）に基づき設置する奈良市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）による奈良市音声館の指定候補者の選定についての審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 委員会は、審査を行うため、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号。以下「条例」という。）第4条第1項各号に掲げる選定の基準に基づき審査項目表を作成するものとする。

2 審査項目表の作成に当たっては、当該施設の特性に配慮して審査項目を設定し、配点を定めるものとする。

3 審査は、指定管理者の指定の申請を行った法人その他の団体（以下「申請団体」という。）について、審査項目表に従い、書類審査及び面接審査により総合的に評価して行う。

(書類審査)

第3条 書類審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が、条例第3条の規定に基づき申請団体から市長等に提出された申請書等を精査し、審査項目表に定める審査項目ごとに、指定管理者としての適否を評価し、又は別表に定めるところにより採点して行う。

2 委員会は、前項の規定に基づく各委員の評価及び採点を集計し、その採点の合計点数により申請団体の順位を決定する。ただし、委員の半数以上が「指定管理者としてふさわしくない（適さない）」と評価した審査項目がある申請団体は、その合計点数にかかわらず、最下位とする。

3 委員会は、申請団体のうち、前項の規定により決定された順位が上位のものから、面接審査の対象となる申請団体を決定する。

(面接審査)

第4条 面接審査は、委員が、前条第3項の規定により面接審査の対象と決定された申請団体を面接し、審査項目表に定める審査項目ごとに、指定管理者としての適否を評価し、又は別表に定めるところにより採点して行う。

2 前項の評価及び採点は、前条第1項の規定に基づく書類審査の評価及び採点を考慮して総合的に行うものとする。

3 委員会は、第1項の規定に基づく各委員の評価及び採点を集計し、その採点の合計点数により申請団体の順位を決定する。ただし、委員の半数以上が「指定管理者としてふさわしくない（適さない）」と評価した審査項目がある申請団体は、その合計点数にかかわらず、最下位とする。

(審査の結果)

第5条 委員会は、次のいずれにも該当しない申請団体で、前条第3項の規定に基づく順位が最も高いもの（以下「最高順位者」という。）を指定候補者として選定することが適当である旨の決定を行うものとする。この場合において、最高順位者が2以上あるときは、各委員の多数決により指定候補者を選定するものとし、これにおいてもなお指定候補者を選定できないときは、委員長の決するところによる。

- (1) 委員の半数以上が「指定管理者としてふさわしくない（適さない）」と評価した審査項目がある申請団体
 - (2) 委員の半数以上が「劣っている」以下で評価した審査項目が、審査項目の総数のうち半数以上を占める申請団体（第1号に該当する申請団体を除く。）
 - (3) その他委員会が選定の基準を満たしていないと判断した申請団体
- 2 委員会は、面接審査の対象としたすべての申請団体が前項各号のいずれかに該当するときは、いずれの申請団体も選定の基準を満たしていない旨の決定を行うものとする。
- 3 委員会は、第1項の決定に際し、当該申請団体の事業計画書等の内容、業務を行わせるに当たり改善を促すべき事由等に関し、必要な意見を付けることができる。
- （補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、奈良市音声館の指定候補者の選定についての審査に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則
この要領は、令和6年 月 日から施行する。

別表1（第3条及び第4条関係）

評価	点数	特に重要な項目の場合の点数
特に優れている	5	10
優れている	4	8
妥当である	3	6
劣っている	2	4
特に劣っている	1	2

別表2（第3条及び第4条関係）

評価	点数
提示金額が上限額の80%未満	30
提示金額が上限額の80%以上85%未満	25
提示金額が上限額の85%以上90%未満	20
提示金額が上限額の90%以上95%未満	15

提示金額が上限額の 95 %以上 100 %未満	10
提示金額が上限額の 100 %	5
提示金額が上限額を超える場合	0

